

第 10 - 030 号
2010年2月19日

国際線旅客「燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)」を継続設定

ANAグループ()は、本日2010年2月19日(金)、2010年4月1日以降の航空券ご購入分の国際線旅客「燃油特別付加運賃(いわゆる燃油サーチャージ)」の継続設定を国土交通省に申請いたしました。

ANAグループでは、燃油特別付加運賃額を2カ月ごとに固定するとともに、申請時点における直近2カ月の航空燃料市場価格の平均に基づいて見直すこととしてあります。今般、2009年12月から2010年1月のシンガポールケロシン市場価格の2カ月平均が1バレルあたり84.5米ドルとなったことを受け、本年4月以降も設定を継続することいたします。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

()ANA、AJX(エアージャパン)

燃油特別付加運賃額 設定の概要

1. 適用期間 : 2010年4月1日(木)以降の航空券発券分より

2. 運賃額 : 次の運賃を日本発の国際線区間に適用(1旅客1区間片道あたり)

路 線	運賃額
日本 = 欧州・北米(ハワイ除く)・中東	10,500円
日本 = ハワイ・インド	6,000円
日本 = タイ・シンガポール・マレーシア	4,500円
日本 = ベトナム・サイパン	3,000円
日本 = 香港・台湾・中国	2,500円
日本 = 韓国	500円

()関係国政府の認可等の状況により、適用額が予告なく変更となる場合があります。

3. 改定(廃止)条件:

(1) 燃油市況への連動性を高める観点から、改定期間を2カ月といたします。2010年4月1日(木)から5月31日(月)発券分につきましては、本申請による運賃額を、燃油価格の動向により変更することは予定しておりません。なお、関係国政府の認可状況に応じた変更申請につきましては、この限りではありません。

(2) 本運賃の改定には、利用者の皆様への分かりやすさの観点から米国エネルギー省公表のシンガポールケロシン市場価格を指標として用い、申請時点における直近2カ月の航空燃料市場価格の平均に基づいて運賃額を決定いたします。

(3) 2010年6月1日以降発券分の燃油特別付加運賃につきましては、2010年2月から3月のシンガポールケロシン市場価格の平均が変動した場合、別表の改定基準に則り改定または廃止を行います。当該期間の燃油特別付加運賃を改定または廃止する際には、2010年4月を目処にお知らせいたします。

4. 適用条件:

- (1) 燃油特別付加運賃は、すべてのお客様にご負担いただくもので、大人・小児・座席を使用する幼児ともに同額となります。また、AMCマイレージ特典航空券ご利用の場合も、同額となります。なお、座席を使用しない2歳未満の幼児については、本運賃を適用いたしません。
- (2) 航空券ご購入後の払戻しの際、本運賃には取消手数料・払戻し手数料は適用されません。全額払戻しいたします。

以上

【別表】

<改定基準>

(1旅客1区間片道当たり)

路線 燃油価格	60 ドル未満	60 ドル以上 70 ドル未満	70 ドル以上 80 ドル未満	80 ドル以上 90 ドル未満	90 ドル以上 100 ドル未満
欧州・北米(ハワイ除く) ・中東	廃止	3,500 円	7,000 円	10,500 円	14,000 円
ハワイ・インド		2,000 円	4,000 円	6,000 円	8,500 円
タイ・シンガポール・ マレーシア		1,500 円	3,000 円	4,500 円	6,500 円
ベトナム・サイパン		1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円
中国・香港・台湾		500 円	1,500 円	2,500 円	3,500 円
韓国		200 円	300 円	500 円	1,000 円